

場 所	募集内容	勤務形態	年 齢	連 絡 先	
弟子屈町	内科系・慢性維持透析管理可能な医師	常 勤	不 問	011-555-3266	摩周厚生病院 JA北海道厚生連 医師確保対策室 江刺・田村
中標津町	内科・整形外科 泌尿器科	常 勤	不 問	0153-72-8200	町立中標津病院 事務長 松本
道内厚生病院	内科・外科	常 勤	不 問	011-555-3266	道内厚生病院 JA北海道厚生連 医師確保対策室 江刺・田村

お知らせ

在宅医療廃棄物の適正処理について

◇北海道環境生活部環境局循環型社会推進課◇

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）については、高齢化、自宅療養の推進などにより在宅自己注射等の療法が増加していることから、今後、益々増えることが予想されており、不用意に排出された注射針による針刺しによる感染事故などの発生が懸念されております。

このため、国は、平成16年度に、国により設置された自治体、医療関係者、学者等の有識者からなる「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」を設置し、在宅医療廃棄物の処理の在り方について、「(1) 注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。(2) その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。」との方針を示し、さらに、平成19年2月に国が行った調査により、「市町村の在宅医療廃棄物の処理への取組に課題がある」との結果を踏まえ、平成20年4月「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」として取りまとめました。

また、この間、国は、平成17年9月8日付けで、「市町村が関係者と連携を図りつつ地域の状況に応じた在宅医療廃棄物の処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置付ける等の手続きを取る」よう都道府県を通じ市町村等に通知したところです。

北海道においては、道内における在宅医療廃棄物の適正処理の推進を図るため、こうした国の取組を踏まえ、市町村の在宅医療廃棄物処理の取り組み状況等を数回にわたって調査してきましたが、この結果、平成23年4月から平成24年10月の間に、注射針が原因と推定される事故が4件発生し、さらに事故に至らなかったもののゴミに注射針が混入していた事例も数件あったことが判明しました。

また、この調査において、在宅医療廃棄物の処理方針等を定めていない市町村が全体の約2割にあたる31であったことから、道といたしましては、平成25年3月に全ての市町村に対して、改めて適正処理の取り組みの推進を、お願いしているところです。

各医療機関の皆様におかれましては市町村から、相談や協力依頼がありましたら、在宅医療廃棄物の適正処理を進め、また事故の未然防止のためにも積極的な対応をお願いいたします。

「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」(平成20年3月)
 環境省のホームページ環境省>廃棄物・リサイクル対策>その他関連情報>ガイドライン
http://www.env.go.jp/recycle/misc/gl_tmwh/index.html